

議員提出議案第2号

墨田区就学援助費支給条例

上記の議案を提出する。

平成26年2月18日

墨田区議会議長

沖山 仁 様

提出者	墨田区議会議員	西 恭三郎
	同	鈴木 順子
	同	かたくら 洋
	同	高柳 東彦
	同	はら つとむ

墨田区就学援助費支給条例

(目的)

第1条 この条例は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第19条の規定に基づき、経済的理由によって義務教育を受けることが困難であると認められる児童及び生徒の保護者に対し、就学に必要な経費の援助（以下「就学援助」という。）を行うことにより、義務教育の円滑な実施を図るとともに、教育の機会均等の実現に資することを目的とする。

(対象者)

第2条 就学援助の対象者は、区内に住所を有し、小学校又は中学校に在籍している児童又は生徒の保護者（墨田区立文花中学校夜間学級に在籍する生徒にあつては、生徒又はその保護者）で、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第6条第2項に規定する要保護者（以下「要保護者」という。）
- (2) 要保護者に準ずる程度に生活が困窮していると認められる者で次のいずれかに

該当する者（以下「準要保護者」という。）

ア 就学援助を実施する年度（以下「当該年度」という。）において、法第26条の規定により保護の停止又は廃止を受けた者

イ 当該年度の4月1日を含む年の前年における世帯の構成員の所得の合計額が、法第8条第1項に規定する厚生労働大臣の定める基準に基づく生活扶助に係る第1類、第2類及び期末一時扶助並びに教育扶助の基準額及び特別基準の額の合計額に1.3以上の墨田区教育委員会規則（以下「規則」という。）で定める数値を乗じた額に、住宅扶助の基準額及び学校給食法（昭和29年法律第160号）第11条第2項に規定する学校給食費で墨田区教育委員会（以下「教育委員会」という。）が別に定める額を加えた額未満である者

ウ ア及びイに掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める者
（援助費目）

第3条 就学援助は、別表に掲げる費目について行う。

（支給額）

第4条 前条の費目の支給額は、規則で定める。

（申請）

第5条 就学援助を受けようとする者は、規則で定めるところにより、教育委員会に申請しなければならない。

（認定）

第6条 教育委員会は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容について審査し、就学援助の認定の可否について決定するものとする。

（支給方法）

第7条 就学援助の支給方法は、規則で定める。

（変更届）

第8条 就学援助の認定を受けた者（以下「受給者」という。）は、申請内容に変更が生じたときは、遅滞なくその旨を教育委員会に届け出なければならない。

（受給資格の消滅）

第9条 就学援助の受給資格は、受給者が次のいずれかに該当するときは、消滅する。

(1) 第2条各号に掲げる要件に該当しなくなったとき。

(2) 就学援助費の受給を辞退したとき。

(認定の取消し)

第10条 教育委員会は、虚偽の申請その他不正の手段により就学援助費の支給又は就学援助の認定を受けた者がいるときは、就学援助の認定を取り消すものとする。

2 教育委員会は、前項により就学援助の認定を取り消したときは、既に支給した就学援助費の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 教育委員会は、前条各号の規定により受給資格が消滅した者について、当該資格が消滅した日以後の分に係る就学援助費を既に支給している場合は、当該既支給額の返還を命ずるものとする。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、就学援助の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

別表

費 目	対 象 者
学用品費	準要保護者
新入学児童生徒学用品費	準要保護者
修学旅行費	要保護者及び準要保護者
校外活動費	要保護者及び準要保護者
クラブ活動費	準要保護者
メガネ購入費	準要保護者
学校給食費	準要保護者
体育実技用具費	準要保護者
運動着費	要保護者及び準要保護者
医療費	要保護者及び準要保護者

学級費（PTA会費を含む。）	準要保護者
----------------	-------

（提案理由）

義務教育の円滑な実施を図るとともに、教育の機会均等の実現に資するため、児童及び生徒の就学援助に関し必要な事項を定める必要がある。